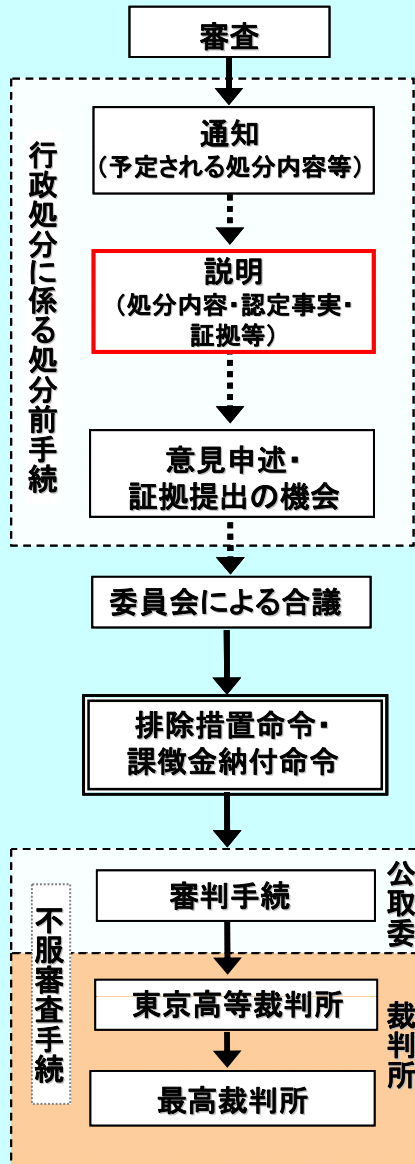


審判制度の廃止に伴う処分前手続・不服審査手続の見直し

現行の手続



【見直しの内容】

＜処分前手続＞
手続の更なる充実・透明化

- 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠については、閲覧・謄写^(※)を認める。
※ 謄写の対象は、自社の留置物及び自社従業員の供述調書
- 指定職員(手続管理官(仮称))が主宰する意見聴取手続の制度を整備。
- 意見聴取手続においては、質問や口頭による意見申述も可能。

審判制度は廃止
不服審査手続において、公正取引委員会が検察官と裁判官を兼ねているとの批判を解消

＜不服審査手続＞
地裁審理の導入・専門性の確保

- 第一審は東京地裁に管轄を集中(裁判所による専門的判断を確保)。
- 東京地裁における審理は3人の合議体で行う(5人による審理も可能)。
- 東京高裁では5人による審理も可能。
- 実質的証拠法則・新証拠提出制限は廃止。

見直し後の手続

